

学校いじめ防止基本方針

本校は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、「国及び埼玉県のいじめ防止等のための基本方針」を参酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに基本方針を定める。

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、かつ組織的に行うため、下記構成員からなる常設の「いじめ対策委員会」を置く。

校長・教頭・生徒指導部長・生徒指導副部長・学年主任・コース主任・ステージ主任・
生徒指導部学年キャップ・養護教諭・スクールカウンセラー
(また個々の事案により、関係ある学級担任や部活動顧問)

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

そのためにも、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や相談ポスの設置等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(3) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分に配慮しつつ、「いじめ対策委員会」を母体として、その事態の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(4) 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な取り組み

① 「いじめの防止」に関する具体的な取り組み

○校訓「愛・知・和」の精神に基づき、調和の取れた人間教育を目指す。

・愛知和講演と銘打って各学年で「生き方講演」・「人権・性教育講演」をそれぞれ年1回ずつ行い、各界の著名人から講演をいただき、人権尊重の理念に対する正しい理解を深めさせ、いじめのない学校を教室から作る。

・学年目標を校訓と共に教室前方上部に掲示することで、その学年の到達目標を常に意識させ、人間的成長を促す。

・高校1年生と高校3年生は年1回、高校2年生は年2回、正門に立って挨拶運動を行い、大宮開成の生徒としての誇りを持たせ、相手を尊重できる生徒に育てる。

・全校集会・学年集会・コース集会を通じて、「直接手を出す人」だけでなく、「周りで見ている人」・「見て見ぬふりをしている人」もいじめに加担していることになるということを訴え、いじめを人ごとと捉えない生徒集団にして、いじめは絶対に許されるものではないという意識を醸成する。

・保護者会・三者面談等を通じて、本校のいじめ防止に向けての取り組みに関して保護者にご理解とご協力をお願いすると共に情報交換に努める。

○教員は分かる授業づくりを目指すために自己研鑽を積む。

・分かる授業づくりを目指し、毎年11月に「授業点検実施週間」を設定し、全教員が20項目にわたる授業アンケートを実施し、自己の授業の点検に努める。その中で、生徒が積極的に授業に参加できているのか、生徒が授業場面で活躍できる授業を行っているのかを確認し、学習意欲を向上させる授業、学力への自信を育む授業に改善していくことで、いじめを発生させない教室環境を作る。

○授業規律を確立することで、いじめを生まない環境づくりをする。

・始業3分前の予鈴時には、授業準備を終えて着席しているように習慣づける。
・黒板は係の生徒が責任をもって消すことで、落ち着いた授業環境づくりをする。
・本鈴後、ホームルーム委員の号令で挨拶を行い、休み時間と授業時間のけじめをつける。
・日頃から、身だしなみを整えさせることで、授業に集中できる環境を作る。
・教員とのやり取りの仕方や、授業で積極的に発言したり聴いたりする姿勢を通じて、コミュニケーション能力を高めさせ、人との関係を円滑にできるようにする。

○社会経験や交流体験を通じて、生徒が自ら気づく・学ぶ能力を身に付けていく。

・一貫部高校2年生は、4月に行われるジュニア(高校2年)・フレッシュマン(中学1年)合同キャンプを企画・運営し、中学1年生の面倒をみることを通して、自ら気づく能力を身に付け、困っている人を助ける心を涵養する。
・高校部1年生は7月に実施する善光寺宿坊研修を通じて、クラスメートと寝食を共にすることで、他人を思いやる心や「自立心・自律心」を涵養する。

② 「早期発見」に関する具体的な取り組み

○週1回学年又はコース・ステージ会議で生徒の様子について情報交換をする場を設ける。

○生徒の変化を早期に発見するために、常に注意深く生徒観察を行う。

・注意すべき生徒一覧を1週間に1回作成し、生徒指導に活用する。
・生徒が欠席した場合は担任が家庭と連絡を取り、連続3日欠席した場合で、理由が単なる体調不良でないようなケースは、場合により養護教諭を交えた面談を行う。
・休み時間・昼休み・給食・掃除の時間等に生徒の様子をチェックする。

○生活状況調査(アンケート)を前期1回(6月)・後期1回(11月)の合計年2回実施し、それを受けて二者面談を年2回以上行い、現状と得られた情報を学年又はコース・ステージ内で共有する。(状況によっては、校長・教頭・生徒指導部長・養護教諭に報告)

○1週間に3日の欠席や遅刻または保健室利用している生徒を校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭が把握し、関係ある学年やコース・ステージでチームを作り、欠席の背景を探るとともに、チームで協議し、対応する。

③ 「いじめに対する措置」に関する具体的な取り組み

○いじめの発見・報告を受けた際には迅速に対応する。

- ・いじめられている生徒の立場を第一優先に対応する。
- ・いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・発見、報告を受けた際には、いじめられている生徒から慎重に事情を聞く。その際、いじめられている生徒が円滑に学校活動を行うには加害生徒に対してどのような指導が適切なのかを状況に応じて校長・教頭・生徒指導部長・生徒指導副部長・学年主任・コース主任・ステージ主任・生徒指導部学年キャップ・養護教諭・学級担任(部活動顧問)と協議する。
- ・いじめられた生徒が受け入れる場合は、謝罪の場面を設定する。
- ・いじめた生徒・いじめられた生徒両方の保護者に連絡をし、状況を説明する。(必要に応じて、来校していただく場合もある)
- ・悪質である場合は、長期間の面談を通じて、「いじめは絶対にいけないこと」と認識させ、二度とそのような行為に至らないよう心の教育をしていく。

(5) 各取り組みのチェックや検証、見直し

本校の「学校いじめ防止基本方針」がきちんと機能しているか、取り組み状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、さらには計画の見直し等、「いじめ対策委員会」を中心に点検する。